

公布された規則のあらまし

佐賀県庁舎管理規則の一部を改正する規則（規則第7号）

- 1 庁舎の区分について、所要の改正を行うこととした。（別表関係）
- 2 この規則は、平成29年4月1日から施行することとした。

佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第7条関係）
- 2 この規則は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとした。